

\*事件は少年が就職した2週間後におこった

【村上】 そして、彼が高校という枠組みから社会という枠組み、つまり就職というところに出ていかざるを得なかったわけですが、彼が就職して2週間後に起きたのが本件事件です。彼が2週間後、この事件を起こしたわけですが、会社に入ったとき、その会社が非常に家庭的で、とても彼のことを配慮してくれるような、ある意味では温かいところだったようです。しかし、彼にしてみれば、今まで経験したことのない雰囲気ของบริษัทでありまして、同時に、自分は相手に要求されることに対して仕事の能力もありませんし、そして仕事についての技術もありませんので、それに答えることができない。そういうふうな中で、彼はざる休みを行います。と同時に、変調を来して、実際に体が動かなくて、当日仕事を休むということがあったようです。

\*少年の当日の事件前の行動について

【村上】 本件事件が起きたのは4月14日（平成11年）ですけれども、13日にも仕事を休んでおりまして、そして14日にも仕事をずる休みしております。しかし、彼はざる休みしておりますけれども、お父さんにバレたらいかんので、仕事場に行くような格好をして、そして彼の友達のところのうちに入り浸ってゲームをするという習慣でしたので、ゲームというのは人間関係はありませんので、物すごく彼の力が発揮されるということなんです。

それで、彼は今回、14日当日も友達のうちに行きました。友達の家に行って、友達と2人でゲームをしていたんですけれども、友達が、今からちょっと行かなくちゃいけないところがあると。それで、「ついて来るか」と言われて、彼もそれについて行けばよかったんですけれども、それがちょうど自分が休んでいる仕事場の近くだったので、彼はそれについて行くことはできませんでした。で、友達が家を出ていきますので、彼も友達の家を出ていかなければならない。それで彼は、その友人のうちから出て行って、することがなかったので、一旦自分のうちに戻っております。そして、自分のうちには、先ほどお話ししましたお父さんはいませんが、お父さんはすぐにフィリピンの義理の母と結婚しておりますので、その義理の母がおうちにいます。そして彼は、一応仕事へ行ってるという形をしなくちゃいけませんので、近くまで仕事に来て、今休憩に来たという話をして、そして30分もしたら出ていかな

くちやいけないという話をしております。

彼は非常に幼稚でしたので、その義理の母がテレビを見ていたんですけども、彼はその後ろから抱きついております。それで、義理の母は今までうまくあしらっていたようですが、このときは、彼が抱きついてきたときに、「もう仕事があるから、早く行かなくちやいけないんじゃないの」というふうにせかされて、彼は自宅を出なくちやいけない事態になって出ていったということでもあります。

彼は、寂しくなったりとか、不安になったりとか、そういうふうな状況になりますと、常にお母さんのことを思い出し、そしてお母さんは生きてるとさえ言うことがあります。それは「退行状態」という言葉でよく説明されているようですけども、自分がストレスだとか困難にぶち当たったときは、自分の居心地のいい場所に精神的に退行してしまうというような状態だったと。まさにこのとき、彼はそういう状態だったということでもあります。

#### \*戸別訪問（ピンポンダッシュ）・・・「ままごと遊び」

【村上】 彼は、その後、友達と待ち合わせした時間が3時でしたので、まだ時間が2時間半ぐらいあるわけですね。2時間半から3時間ぐらいあります。それで検察官は、ここで強姦の犯意が発生して、今から強姦するという目的でピンポンダッシュ、戸別に訪問すると言っているんですけども、そもそも強姦する人間が3時に人と待ち合わせをして、そんな時間の間に、被害者にも会っていない段階でそんな目的を持ってするだろうかというような疑問がここにもあるわけですけども。

それで、彼は、自分の寂しさ、そして自分がうそをついているという後ろめたさなどから、人とお話ししたいというようなことで、社宅のアパートの玄関のブザーを鳴らしていきます。これは無差別に鳴らしていつております。そして、そこに出られる方たちが彼の話聞くわけですね。彼は、自分が通っている会社の服を着たままで、まるで作業員であるかのように、「水を流してください」と。それまでは、モニョモニョモニョと言ってるわけですね。子供ですから、何を言っているかわからない。そうすると、対応された方たちは、「この人、本当に大丈夫なのかな」というような疑問を持ったような感じで供述調書も書かれております。

## \*被害者宅訪問

【村上】 それで、彼は、そう言って人と出会って、そのまま怖くなって、また次のピンポンダッシュをやっていくわけですね。それを繰り返していくうちに、今回の被害者のお宅に行ってしまったわけです。そこで、被害者の方が赤ちゃんを抱いて対応していただきました。そして、そこでのやりとりも、「水を流してください」だとかいろんなことを言ってるんですけども、「中に入って作業をしてください」ということを彼は言われてしまいました。もちろん、彼は中に入って作業するなんてことは予定しておりませんし、ピンポンダッシュをして、そこで会話をして、それである意味では「ままごと遊び」——今回、我々弁護団が「ままごと遊び」という言葉を使ったのはここなんですけれども——、そういうふうなつもりだったんですけども、今回とても被害者の方が優しくて、そして彼の会話が何を言っているのかわからないので、勘違いされて、被害者の方は「中で作業をしてください」という話になって、それで彼は、その言葉につられて中に入ってしまったということでもあります。

## \*被害者宅で少年がしたこと

【村上】 そして彼は、それで中に入って作業しなければならない。そして、作業しなければなりませんので、すぐにトイレに引きこもるんですけども、その後、作業といってもどうして良いのか分からない、それで、彼は耐えられなくなって、一回外に出ております。そのときに逃げていけばよかったんじゃないかというようなことも思うんですが、彼の中では、自分がうそをついて作業をして、そしてそれをお父さんに知られたらまずい、そしてまた、そのうそのままだも被害者を納得させて出ていきたいというような、そういうような心情があったのでしょう。それで、また戻ってしまったわけですね。

それで戻って、被害者の方にペンチを貸してくださいだとか、自分が何とか作業をしているというような姿を示さなくちゃいけないということで、彼はペンチを借りたりしております。トイレの中でペンチでコンコン、コンコンやってるわけです。それで、一応作業が終わったと、彼なりにそう思ってくれるだろうという時間を費やした後に、被害者のところにペンチを持っていきました。そしてペンチを置いたところ、被害者の方が赤ちゃんを抱っこして「ご苦労さま」と。彼はうそをついて、うそ

にうそを重ねて今まで行動しているんですけども、被害者の方はとても優しい方だったようで、「ご苦労さま」という優しい言葉をかけていただいたそうです。そのときに、彼は、赤ちゃんを抱いている被害者の方を見て、無性に甘えたくなったようです。それで、後ろから抱きついてしまったという経過であります。

#### \*少年の抱きつきと被害者の反応

【村上】そして、被告人の観点から見ますと、被告人は、今までお母さんにそういうような形で甘えていました。そしてまた、義理の母の前でもそういう形で甘えていました。そして、彼の予想できる行動は、「僕、どうしたの？何かあったの？」という形だというふうに彼は予想していた。そしてまた、そのような鑑定にもなっています。しかし、されたほうの被害者にしてみれば、そんなようなことはおよそ考えつくものではありませんでして、やはり驚くわけですね。そして、赤ちゃんを抱っこしているんですけども、そこで赤ちゃんを落とすぐらい大騒ぎされたようです。それで、被告人はとっさに、抱きついた後、被害者が立ち上がりますので、それを一生懸命抱えて、そして結果的にお互いが仰向けになってスリーパーホールドの形になりました。そして、スリーパーホールド（注：プロレス技の一種）で彼は一生懸命彼女を押さえ込もうとしています。それで、一たん彼女は気絶してしまいます。そのときに、スリーパーホールドをしたときに、彼が着ていた服のボタンがあります。このボタンの跡が、今回、法医学鑑定で示されておりますが、被害者の死体の左あごの部分に丸くきれいな跡があります。これが、そのときのボタンによる締めつけによってできたものであるというのが、新しい法医学鑑定の結論であります。

#### \*少年の犯行と被害者の死亡

【村上】彼はそういう形で被害者の方を気絶させてしまったんですけども、その後、彼としたらどうしていいかわからない。自分の予想したことを超えた事態になってしまったと。そうしたときに、ふと後ろから被害者の方が、光るもので彼の腰に反撃を加えてきました。その瞬間、彼はまたとっさに、被害者の口に右手を逆手にして押さえにかかっていくわけです。それが、今回、弁護団の主張のポイントになっております。被害者が、襲いかかって被告人が振り向きざまに被害者に覆いかぶさっていきま

すけれども、そのときに右手を逆手にして押さえに行ったというのが、我々弁護団の主張です。そして、この手がずれて首のところに移って、それによってでき上がったのが蒼白帯。死体には蒼白帯がありますけれども、この手の形が死体に残っている蒼白帯だというふうに我々は主張しております。

つまり、我々の主張は、右手を逆手にして口を押さえにかかって、そしてそれが首に行って、その形が今の死体に残されている蒼白帯であると。検察官は、両手で首の正中部を思いっきり親指の先が真っ白くなるほど押さえつけて、そしてその後、両手で絞めつけたと言っております。だから、この死体にある蒼白帯は順手による蒼白帯なのか、それとも我々が主張する逆手による蒼白帯なのかというのが大きな争点になっているわけであります。

#### \*少年の認識とその後の行動

【村上】 それで、彼はまだ死んだと思ってないんですね。実はそこで死亡されているんですけども、彼の頭の中には、自分が予想している被害者の方、つまり母性を感じておりましたので、義理の母とかお母さんという形で考えていた部分がありますので、そのままで居てほしい、反撃しないでほしい、被害者がまた反撃されるんじゃないかというようなことで、すぐに両手をガムテープで縛って、そしてまた口にガムテープで、話ができないような形でぐるぐる巻きにしているという状況であります。それで彼は、そういう状態の被害者の方に、また死んだ格好をしているんじゃないかということで、スプレーをかけるような格好をしたりとか、あとブラジャーを下げたりとか、そういうようなことで大分時間をかけております。そして彼がおなかのところに甘える形で頭を置いたときに、下半身から脱糞のにおいがしまして、それで脱糞であるということに気がついて、彼はこの方が亡くなったということを確認するに至ったということが彼の言い分ですし、我々の主張であります。

#### \*少年の主張は被害者の傷の痕跡と一致する

【村上】 それで、今までお話ししました被害者の方が死亡するに至った経過の中で、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、死体にある痕跡から、右の逆手でなされたものであるという鑑定をこのたび出しております。それが41ページの

監察医による鑑定なんですけれども（本記録56頁）、この41ページの図を見ていただきますと、概略だけお話しさせていただきますけれども、Aのところにまず親指を置いて、それでCのところに指が、下から人指し指、そして一番上が第五指になるという形で説明しております。そして、AからBに親指が移ったという形でこの鑑定書は説明されております。

一方で、検察官が言うような、のどの正中部に親指が真っ白くなるほど思いっきり押さえたという被告人の自白をもとにしますと、甲状軟骨とか舌骨が折れていなければおかしいとか、そこにあらわれている皮下出血がこの程度では終わらないというのがこの鑑定書であります。

**\*少年の主張は実験結果とも一致する**

**【村上】** もう一つ同じ鑑定書ですけれども、同じ被害者に対する鑑定書は48ページ（本記録63頁）ですね、これが今回新しくつくっていただいた法医学鑑定なんですけれども、基本的には、先ほど述べた法医学鑑定を否定しておりません。ただ、今回新しく鑑定していただいた教授は、実際に実験してみなくちゃいけないということで、先ほどもありましたように実験を繰り返しております、実際、彼が着ていた服というのはどういうものかということで分析されております。その結果、先ほどAのところについて、親指だとされていたところが実はボタンである、スリーパーホールドをやったときのボタンであるという鑑定になっております。

それで、その方が一番おっしゃりたかったことは、手の形が、親指が口に向かっていったんですけれども、この親指がこういう形になって（注：右手第1指が降り曲がるように手掌部に入り込んだ形）、押さえたということを、今回、この教授は言われております。そして、この親指を押さえた形でいきますと、親指の爪の部分ででき上がるのが、先ほどの図で言いますBのところであります。41ページ（本記録56頁）の最初の監察医の鑑定書をもう一回見ていただきますと、新しい法医学の教授は、Aのところはスリーパーホールドをしてときのボタンによってできたものだろうと、これはもう明確であるというようなこともおっしゃっております。ボタンというのは、このボタンの大きさが、ちょうどこのAのところの大きさもある程度説明がつくんですけれども、このAの傷をよく見ますと、また中にこう丸く円があるんですね。それで、ボタンも、皆さんボタンを見ていただくとわかりますように、大

体外の円と中に丸く円があるんですね、それがまた死体の痕跡とぴたっと合ったんですね。今回、その新しい法医学の教授は、法廷ではそれをお話ししていただいております。

また、検察官がこの新しい教授に反対尋問をされてますけれども、順手でやった場合、この赤ちゃん指から手の甲にかけて力を入れると、一番下の11.0から1.3のような形になるんじゃないかというようなことをおっしゃっておりますが、これはすべて否定されております。つまり、ここに（注：手掌小指側・尺骨側辺縁）力が入ってしまうと、この上のほうに（注：第1、2、3指の方に）力が入らないと。それとあと、先ほどの新しい法医学鑑定の方は、検察官からこういう形でやっていますと（注：右手第1指が降り曲がるように手掌部に入り込んだ形）、このBのところは傷になって、そして1.1から1.3のところはつかないんじゃないかと、浮いてしまうんじゃないかというようなことが言われましたけれども、それはあくまでも平面を前提にしたことを考えているのであって、首というのはある程度山のような形になっているので、そこでぴたっとはまるんだというようなことも反対尋問で答えられておりました。ここの議論を、余りやってますと時間がありませんので、一応、法医学鑑定でいきますと、我々弁護団の主張していることを裏づける形でお話ししていただいたというふうに思っております。

#### \*少年には強姦目的はなかった・・・心理鑑定から

【村上】 あと、強姦目的で彼は被害者に抱きついて、そして今回殺すことになったということが検察官の主張なんですけれども、今回の犯罪心理鑑定によりますと、先ほどもお話しさせていただきましたように、彼の生い立ちからして、人間関係をつくることはおおよそできなかったと。だから、性交渉をするほど人間関係をつくることはできないということを言われております。彼が本当にセックスをするならば、甘える形で女性に近づいていき、そして女性がその男の子をリードする形で行動しない限りは、彼は性交には至らないだろうということを言われております。

それで、その教授は、今まで家庭裁判所での調査官を何度もやられておまして、臨床は非常に豊富です。実際にそういうような少年が性的な行動を結ぶときは、そういうようなことが非常に多いと言われております。今回も、ある意味では典型的な少年事件だろうということでもあります。ですから、強姦目的というのは基本的には彼に

はなかった。強姦というのは、相手の意思を無視して強制的にやっていくということですけれども、彼の場合はエッチをしたいという気持ちはもしかしたらあったかもしれない。しかし、相手を無理やりそういうことをしていくということはおよそ考えられないというのが、今回の犯罪心理鑑定の結論であります。

#### \*少年の犯行と被害児の死亡

【村上】 次に、今度は被害児の死亡についてお話しさせていただきますと、被告人は、被害者が死亡したということを脱糞によって確認しました。それで確認した後、彼は非常に当惑し、混乱しております。それで、混乱した彼のところに被害児の泣き声が聞こえてきました。それを、彼はあやさなくちゃいけない、とにかく泣かしてごめんなさいということで、赤ちゃんを抱いてあやそうしたんですけれども、あやそうとしたときに、抱き上げるときに一回落としてしまっております。それで、落としてしまって、その後また抱き抱えて、赤ちゃんの寝ているベビーベッドに赤ちゃんを置きにいかうと思って、実はふろ場に行っております。そしてふろ場に行くと、ふろ場が彼にはベビーベッドに見えたようです。そして、そこに赤ちゃんを落としてしまったということですね。でも、彼はベビーベッドに置いているつもりなんですね。

#### \*少年の精神状態とその行動

【村上】 その後、彼はそのふろ場から出てきたところ、被害者の幽霊を見たと言っていますけれども、相当「解離状態」になっていたんだろと思うられますけれども、幻影を見るわけですね。それで、彼は、見た場所が台所のすぐ窓の前ですので、その窓をあけて一回空気を吸っております。そして、その窓をあけたときに、コショウだとかそういうのが落ちてますけれども、ちゃんと証拠上もそういうような形で、実際にそういう形になっております。それで、彼がその後、一回我に返るんですけれども、赤ちゃんの泣き声がすごく激しく聞こえたものですから、ふろ場から抱き上げて、その後、天袋に一度入れております。それでも泣きやまない。それで、彼はますます、検察の物語では怒っていくと。ますます頭に来てという形になって赤ちゃんを叩きつけたとなっておりますけれども、我々は彼はますます混乱していったということをお主張しております。

それで、彼は混乱していったって、赤ちゃんを抱っこして座っているときに、自分の手をひもで一生懸命縛っております。そして、こここのところは、彼に幾ら聞いても思い出せない状態なんですね。彼は、そこのところになると、なかなか思い出せない。一生懸命思い出そうとしますけれども、なかなか思い出せない状態です。そして実際に残っているのは、首にチョウチョ結びで結ばれたひもが巻かれているという状況です。この場面について、犯罪心理鑑定の学者は、むしろ事実を言うほうがおかしいと。こういうような興奮状態、精神状態のときに細部まで覚えていると、ましてや彼の人格レベルからすると、およそ考えられないというようなことを法廷で語っておりますし、この鑑定書でもそういう形になっております。

我々は、やはり彼は精神的に常に退行しますので、お母さん、そして泣き叫ぶ弟ということ、これを彼は当時考えていたんではないかということで、今回、我々弁護団の意見としましては、弟に対するチョウチョ結びという形で、お母さんを死なせてしまって、そして何もできなかった自分の償いの意味でチョウチョ結びをしたという形で主張させていただいております。

**\*被害児には「床にめがけてたたきつけ」でできた痕跡はない**

**【村上】** この被害児の死体から見られる客観的な証拠はどうなっているかということなんですけれども、まず検察官は、頭の上から思いっきり後頭部を床に目がけてたたきつけたという主張になっております。そして、これについて法医学鑑定(本記録59頁以下、67頁以下)では、一々示しませんけれども、それを示す痕跡は全くないと言われております。そして、この部分については、検察官も反対尋問のところでは、そういうようなことを尋問で引き出そうとはしておりませんでして、むしろ、腰ぐらいのところから落としたりこうなるんじゃないかとか、尋問の中で主張をもう放棄しているんじゃないかなという感じを、我々は印象を受けております。

**\*被害児には「強く首を絞めた」痕跡はない**

**【村上】** それで、その後、赤ちゃんの首を絞めたと彼は言うておりますけれども、赤ちゃんの首を自白のように絞めた痕跡もありません。そして問題は、このひもで強く引っ張ったということなんですけれども、今回の法医学鑑定(本記録59頁以下、67頁以下)

からしますと、強く引っ張ったとはおおよそ言えないだろうというのが今回の鑑定です。強く引っ張ったら、強く引っ張っただけの皮下出血ないしは索状痕ができるはずだと。そういう形にはなっていないということで、そうしますと、やはり彼は相当混乱した中で、赤ちゃんの首にリボン結びをしてしまって、その結果、窒息死してしまったということではないかというふうに我々は考えております。

#### \*被害児死亡後の少年の行動

【村上】 で、その後ですけれども、彼は、赤ちゃんが亡くなったことは、舌を見てわかっております。口をあけて、ぱくっとなって、静かになったなあと思ったら、赤ちゃんが死んでいたということを認識しました。それで、彼としたら、また自分の予想外のことが起きてしまったわけですから、呆然としているわけですね。そのときに、被害者の死体、そして相当混乱状態に陥っていますので、かつて自分がお母さんを見ていた状態にフラッシュバックしているわけです。そして、彼はお母さんを、かつて実母を生き返らせるためにはどうしたらいいかということ、人間を生き返らせるためにはどうしたらいいかということをそれなりに考えていて、いろんな本を読んだりとか、そういうところでセックスをすると、精子というのは子供をつくるものだから、人間を生き返らせるんじゃないかというようなことを彼は思い込んでいたようです。で、実際に彼は勃起していたようです。この時点で勃起しておりました。それで、彼は被害者を死姦したということでもあります。

これについても、私のほうでうまく説明できていないと思いますので、精神鑑定、そしてあと犯罪心理鑑定をお読みいただいて、深めていただければいいかなと思っております。

#### \*「母体回帰ストーリー」は非常識ではない

【村上】 それで、今は母体回帰ストーリーとか、甘える形で犯罪が起きた、そしてまた、なかなか世の中の人、そして我々大人からしても奇怪だなと思うようなこと、でも、子供のレベルに立って、そしてその当時の精神状態に立って、心理状態に立って考えると、それはなかなか非常識じゃないよというのが心理学者の意見のようです。

今回、その「母体回帰ストーリー」という言葉を命名された教授は、こういうこ

とおっしゃっております。今回、私が初めて言ったわけじゃない。今回、この事件は、この経過のところにもありますように、家庭裁判所に一度、当然少年事件ですから、行っております。そして、そこでの少年鑑別記録だとか家裁にある記録を読みますと、彼がそういうような人間であるということを示すことが十分見受けられると。今回、この犯罪心理鑑定の中にも鑑別記録が引用されております。その中では、被害者の方に寄りかかったと。それは母性を求めて寄りかかったというような形で、当時の鑑別結果記録が書かれております。そして、死者は生き返るといふ思い込みが彼にはあるというようなことも書かれております。これも鑑定書の中に書かれておりますので、見ていただければいいかなと思います。

ということで、我々弁護団は、この被告人の行ったことは典型的な少年事件であり、そしてまた客観的な証拠からも、検察官、そして旧裁判所が認定した事実は間違っているというようなことを主張しているわけであります。

#### \*光市事件裁判の経過

【村上】 それで、この光市事件の経過について若干説明させていただきたいと思います。

資料集の1ページ目のところですがけれども(本記録裏表紙)、これを見ていただきますと、事件が起きたのは、1999年(平成11年)4月14日、事件発生。それで、もちろん捜査段階では、弁護人はついておりません。付添人がついたのが5月9日の段階ですがけれども、これまでの経過の中で、31通、自白調書がつくられております。ほぼ、つくられております。そして、被害者の夫が少年を告訴しております。そして6月4日に逆送をされまして、第一審が始まるわけですね。それで、第一審では強姦の目的の発生時期については争っておりますけれども、基本的に犯罪事実に関係する部分については、ほとんど被告人質問も短時間で終わっております。このような重大事件で9カ月で終わっているというのは、我々の経験からしますと、なかなか短期間ではないかという形がします。

#### \*旧控訴審で問題になったこと・・・少年の手紙

【村上】 そして、次の控訴審ですがけれども、控訴審でも犯罪事実が問題になっておりません。ここでは、被告人が被害者のことを侮辱しているような手紙、よくマスコミで